

町内会に関する条例検討委員会

第3回会議

会 議 録

日 時：平成30年3月8日（木）午後2時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（福澤市民自治推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから町内会に関する条例検討委員会第3回会議を開催いたします。

本日、齋藤委員から、遅参しますとご連絡をいただいております。

それでは、鈴木委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

委員長、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 皆さん、大変お疲れさまです。

慣例に従いまして、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○鈴木委員長 まず、前回、中間報告がありました町内会長向けのアンケートについてです。

全体集計について結果が出たようですので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 事務局の高橋です。よろしく願いいたします。

アンケートにつきましては、資料1として皆様にお配りしております。

全体の傾向としては、基本的に前回と変わったものではありません。それぞれの参加意識とか、意義や重要性についても変更はございません。

問2の住民の参加意識について聞いたものでは、思うとどちらかと言えば思うが75.1%です。問3や4では、町内会の意義や重要性を周知する必要性、理念を定める新たな条例の必要性について聞いておりますが、こちらも同じく変わっておりません。パーセンテージは若干変わっていますが、いずれも92.1%、78.6%という高い数値で推移しております。

今回、最終版になりますが、参考資料として、それぞれの問いの下に自由記載から抜粋したものを記載しております。最終ページを見ていただくと、質問に対するものではない全体の自由記載が400件ございます。主な意見として多かったのは、やはり、役員のなり手不足、担い手不足に苦慮しているとか、集合住宅への対策を何かしてほしいという要望、また、役員、会員の高齢化といったところが飛び抜けて大きくなってしまっていて、あわせて、役員の負担が大きいのではないかというような意見が多く見られました。

この400件については、自由記載だけのものをプリントアウトして別紙でおつけしておりますので、適宜、見ていただけたらと思います。

アンケートの説明は、以上になります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

統計的なことに関してはほぼ同じであり、また、自由記載は、同じようなご意見が多かったかと思いますが、特にとりたてて新しく出てきたようなものはないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） はい。

○鈴木委員長 何かご質問等がございましたら後でお出しいただきますが、ほぼ同じような傾向の内容ということだと思います。

続きまして、前回の討議をもとに、事務局のほうで報告書のたたき台をご用意いただいているとのことですので、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、引き続きご説明いたします。

前回と第1回の会議で委員の皆様にお話しいただいたことをまとめてまいりました。

前回の会議の際には報告書のたたき台という表現をさせていただいていますが、この資料2にあるように、提言という形でまとめたいと思っております。提言内容としては、条例の構成や考え方、条例に盛り込むべき基本的事項と新しい条例のイメージ案、そして、検討委員会からの意見等という形で整理しようと考えております。

資料2は、そのうち、新たな条例に盛り込むべき基本的事項と新条例のイメージ案となっておりますので、まず、こちらについて取りまとめの内容をご説明したいと思います。

なお、一番下についているA3判の資料4は、前回の第2回に使った資料ですが、ご討議いただいた内容を書き加えてありますので、こちらもごらんいただきながらお聞きいただけるとよろしいかなと思います。

それでは、資料2の説明をさせていただきます。

提言内容は、第1として、条例の構成や考え方を示しました。ここで、基本的な考え方を確認して、条例に盛り込むべき基本的事項を整理しております。また、この基本的な事項をもとにしたイメージについても、4ページ以降に事務局案を添付しておりますので、あわせてご説明いたします。

条例の構成や考え方につきましては、以下のとおりとすることが望ましいと考えるということで、（1）として、札幌市の既存条例があることから、この条例を基礎として、現場の目線で町内会の活性化に焦点を当てるものとする。（2）として、町内会の意義や重要性などの理念を本条例に定めることとして、具体の施策とあわせて一体的に町内会の活性化に資するものとする。（3）として、この条例の構成として、前文を設け、条例の考え方を示す。（4）として、条文は簡潔なものとして、わかりやすく地域住民に届く表現を心がけることということで全体の構成や考え方を整理しております。

次に、第2の条例に盛り込むべき基本的事項です。

名称と前文につきましては、今、丸になっていたり、前文もまだ形にはしていなくて、後ほど皆様と改めて議論したいと考えております。

名称については、町内会という言葉が入ったわかりやすい名称とすることが望ましいというぐらいまでは考えておまして、前文についても、キーワードをつけておりますので、そちらを見ながら後ほど皆さんで討議したいと思います。ここでは、町内会の意義や役割、重要性をしっかりとらって、条例が目指す札幌の姿をわかりやすく表現し、理念や市の姿勢を明らかにすることが望ましいと考えますと整理させていただいております。

次に、3は、条例の目的となります。

こちらにつきましては、前回の討議で、透明性、見える化、安全・安心といったキーワードが出ておりました。ただ、それらは条例のほかの部分等でいろいろ整理しまして、ここでは安全・安心で暮らしやすく、生き生きとした地域という言葉で表現しております。

これにあわせて、条例のイメージですが、4ページをごらんいただけますでしょうか。

第1条は、目的として、この条例は、地域社会において町内会が重要な役割を担っているとか、キーワードとして、もって活力ある暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とすると整理しております。

次に、2ページ目の4の定義となります。

こちらは、町内会について定義をしております。前回の会議の中では、町内会の定義として、活動することだけが町内会の定義ではないような気がするという意見もありました。そこで、町内会は、良好な地域社会を維持・形成することを目的としてという表現にしております。また、括弧でくくっておりますが、一定の区域に住所を有する世帯及び事業所等と整理をさせていただいております。これは、前回の資料にありましたが、中央区の連合町内会の意見として、町内会の構成員として事業所もあるということでしたので、それを参考に事業所をつけ加えております。新条例のイメージでも、第2条の定義として同様の内容を入れております。

次に、5の基本理念になります。

ここでは、町内会の活性化を進める上での基本理念をまとめております。次の事項を盛り込むことが望ましいとして、地域住民の相互協力、自主的な町内会活動の促進や価値観、自主性の尊重をうたったものとしております。ここは、前回の討議の中で、市民の幸せの醸成をうたってほしいという意見もございましたが、こちらについては前文の中できちんと表現してはどうかと考えております。

新条例のイメージとしても、第3条として、こちらの提言と同様の事項を入れております。地域住民の交流を促進することにより、地域住民が相互に協力しながら自主的に町内会活動が行われるようにする、もう一つが、町内会は地域の中心的な自治組織であり、町内会の活動が行われるに当たっては、地域住民の多様な価値観と自主性が最大限に尊重されなければならないとなっております。

次に、さまざまな主体の役割・責務を6にまとめております。

こちらは、それぞれの主体は、担うべき役割が重なっていたり、独自の部分もありますが、その意識や立場は地域の一員として同じと考えておまして、一体となって町内会の活性化に取り組んでいくことが求められるのではと考え、このように整理しております。

さまざまな主体の役割・責務の(1)として、町内会の役割をこのようにまとめ、大きく四つの項目のことを書いております。一つ目は、地域住民の自発的な加入促進に努めること、二つ目は、入りたくなるような町内会といったキーワードも出ていましたので、地域住民が参加、協力しやすい活動を行うよう努めること、三つ目は、これもたくさん出て

おりましたが、町内会の見える化ということで、運営の透明性の向上を図り、地域住民にわかりやすいものとなるように努めることとしております。最後の四つ目は、前回、学校やNPOなどとの連携というキーワードが出ていたかと思えます。そこで、町内会側からの視点となりますが、団体との連携を深めることと入れております。

こちらについて、新条例のイメージでは、5ページ目の第4条に、自発的な加入の促進とか参加しやすい活動、運営の透明性、団体等との連携に関する事項を同じように含めております。

次に、(2)の市の責務は、市が行うべき支援等について記載しております。

まず、町内会の自発的な加入や設立についての支援、また、広報・啓発活動や財政面を含めた支援についても触れております。そのほか、市の施策を行う場合には、町内会の意見を聞きながら検討すること、もう一つは、町内会の負担がふえないように配慮することを加えております。最後に、前回の会議で市職員の役割も出ておりましたが、ここに職務を遂行する立場ということで入れさせていただいております。

市職員の責務につきましては、自治基本条例に基づいて設置された市民自治推進会議の中で同じような議論がありましたので、少し説明させていただきます。

資料2の下に、参考資料として市職員の責務についてという資料がありますので、そちらをごらんください。

まず、市民自治推進会議というものがありますが、これは、まちづくりの施策や制度がきちんと実施されているか、評価を行う附属機関となっております。この評価と検討を行うに当たり、市民の意見を聞くための機関として、学識経験者や地域の代表の方などによって構成されております。この市民自治推進会議の中で、5年ごとに自治基本条例の見直しの検討を行っております。

四角の中にある札幌市自治基本条例では、職員の責務について、「職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。」と定められております。

このため、前回の会議でも出ていたように、2016年に行われた第3次市民自治推進会議では、職員の責務の中に、市職員が率先して地域活動に参加すべきではないかといった内容を入れてはどうかという検討がなされております。その中では、もちろん職員も市民の一人であることから、市職員は、市民参加の意識を持つことが求められ、職員の立場で市民のまちづくり活動を促進することと同時に、市民の立場でまちづくりを考え、積極的に地域活動に参加する意識を持つことが必要であるというふうにされております。実際の地域活動への参加については、職員はあくまでも市民の一員であり、市民とは別の存在として市民に率先して参加することをこの条例が求めているわけではないという見解も出され、条例の見直しによる変更は行われておりません。ただ、施策や制度の評価としては、それに加えて、職員が参加することによるメリットをまちづくりに生かすためには、職員

が参加しやすい環境づくりを行うことも必要であるという見解が出ているところです。

これらの一連の議論を踏まえて、今回の町内会の条例が自治基本条例の理念を下敷きにしていることから考えますと、市職員の責務を市の責務の一つとして整理する形にしてはどうかというふうに考えております。同時に、検討委員会からの意見の中でも市の取り組みの一つということで追記しておりますので、この部分については後ほど皆様のご意見をいただきたいと思っております。

市の責務についてはこのようにまとめておまして、5ページ目ですが、新条例のイメージでは、第5条として、以上の考え方に基づいて同様の項目を入れております。

最後に、事業者の役割になります。

こちらは、地元の企業などの通常の事業者と住宅関連業者の二つに分けて記載しております。前回、マンションやアパートの管理会社やオーナーに向けての話も出ておりましたが、今回、義務という強い表現ではなく、事業者にも受け入れられやすい表現として入れております。

新条例のイメージとしても、第6条として同様の内容を入れております。

以上が、前回の会議の中から出てきたものをまとめたものです。

なお、最後に、補足ですが、自治基本条例の役割では、これらの役割のほかに議員の責務というものにも触れられております。今回の検討委員会では、議員の責務について特に検討に上がっていなかったのですが、今後、市で条例案を検討していく過程で、自治基本条例を踏まえて議員の責務についても触れられていく可能性があることだけ申し添えておきます。

以上が説明になります。

○鈴木委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいま、事務局より条例に盛り込むべき基本的事項と条例のイメージ案についてご説明がありました。

条例名と前文につきましては後ほど議論をすることにして、まず最初に、提言内容（案）の1ページの第2の条例に盛り込むべき基本的事項の中で、3の条例の目的について、前回の議論を踏まえて方向性と内容をご確認いただき、ご意見をいただきたいと思えます。

皆さん、ご意見やご質問等は何かございますでしょうか。

○福士副委員長 これは全体に関係することですが、条例という位置づけになると、どうしてもこういう文章にならざるを得ないのかなと残念に感じます。2回にわたりいろいろな議論をしてきた中で、町内会条例というのは、もうちょっと踏み込んだというか、行政権というのか、そういう文面がこの中に入ってもいいのではないだろうかと思えます。

基本的な自治基本条例とか、市民活動促進条例等の大枠では大体まとまっているわけですから、この町内会条例に関しては、文章を含めて、もうちょっと踏み込んだ文面を考える必要があるのではないだろうかというふうに提案しておきます。

○鈴木委員長 踏み込んだ文面ということでした。

今回は、町内会のことに特化したといえますか、現場といった表現も入っていますし、町内会の加入という部分あるいは、活動の活性化とか、役員の担い手とか、いろいろありますけれども、福士副委員長はどういった部分で踏み込み方が足りないとお感じですか。

○福士副委員長 例えば町内会の加入等に対して、後でも出てきますが、もうちょっとわかりやすいというか、マニュアルまで行く必要があるかどうかは別にして、それに近いような文面まで入れたほうが、見た方はかなり理解するのではないだろうか。目的等に関してはこの文面でいいと思いますが、次の活動等の部分では、相当踏み込んで、これならばというような文面を考えていったほうが条例として生きるのではないかなと感じます。

○鈴木委員長 わかりました。

そういった具体的なものに関しては、ある部分では条例文に大きくかかわってくるものもありますが、私としては、今回は報告書でその辺を強く出せばいいかなと思っておりました。報告書のほうでは、我々委員会の思いとか、こうした趣旨を理解して条例をつかってほしいとか、そういうことを盛り込んでいこうかなと思ってはいますけれども、また後ほど、キーワードとか、表現とか、その辺でご意見をいただければなと思います。

そのほか、この目的に関して何かご意見等はございますでしょうか。

地縁という部分がありますので、地域の中心として重要な役割を担っていると。いろいろな主体がありますが、町内会は地域の中心として非常に重要な役割がある、また、安心・安全で暮らしやすく、生き生きとした地域の実現という表現になっています。それから、後ほど出てきますが、町内会、市、事業者の役割もきちっとうたった表現になっています。

何か足りないキーワードとか、もうちょっと強調したほうがいいところとか、何かございましたらご意見を出していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

後々の議論の中で、また戻ってということでも結構なので、目的はこのような表現でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

続きまして、定義です。

定義については、たたき台として、資料にあるような表現がなされております。良好な地域社会を維持、形成する、また、区域に住所を有する世帯及び、今回は事業所等という文言が入っています。

何かご意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 この辺もよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、基本理念です。

ここは、この条例の重要な部分になってくるかと思えます。基本理念として次の事項を

盛り込むことが望ましいと考えますということで、二つの視点から基本理念をうたっております。

何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

地域住民の交流の促進ということで、地域住民の相互の協力と自主的な町内会活動が行われるようにする、そして、地域の中心的な自治組織ということから、この活動に関しては、地域住民のさまざまな価値観や自主性が最大限に尊重されなければいけないとなっております。

何かご意見等はございますでしょうか。

○町田委員 地域住民のさまざまな価値観や自主性が最大限に尊重されなければならないということは、逆に言ったら、進まないということなのですよ。住民の中で意見を一生懸命言い合って、それをみんな最大限に尊重しましょうというのは、私はいかがなものかと思えます。こういうようなものが理念で盛り込まれたら、これを盾にしたいと思います。私は、組織というのはやはりハーモニーとリズムだと思うのです。そうでないと組織はうまく運営できません。尊重されなければいけないというのは基本的な話かも知れませんが、実際に町内会を運営する場合、私は、この文言はいかがなものかなと疑問に思います。以上です。

○鈴木委員長 あえてうたわなくていいということですね。

ちょっと理想論かもしれませんが、私個人は、やはり、いろいろな考え方、価値観のある方がいて、また、みずから動く自主性がないとうまく回っていかないと思うのです。そういった方々の価値観を完璧に合わせることはできませんが、町内会の役割とか意義をちゃんと理解していただくことが大事だと思います。文言は少し足りないかもしれませんが、みんなが納得し、協力して盛り上げていかないと、それこそ町内会活動が成り立たないと思うのです。

○町田委員 大体1割の方の反対の声というのは、必ず大きくなるものなのです。そういう方たちにとっては、こういう文言を盛り込むと逆に言ったらその背中を押すようなことになるわけですね。

ですから、この辺は、どういう文言にするのか、一考が必要ではないでしょうか。

○鈴木委員長 おっしゃりたいことは、よくわかります。

皆さん、ご意見はいかがでしょう。

○木村委員 私は、どちらの考えもすごくわかります。

やっぱり、それぞれの価値観を無視してはいけませんから、ここはさまざまな価値観を尊重しという感じだと思います。でも、譲り合うことや、意見をまとめることが大事ですから、なくなっても困るし、あっても困るなど。一人一人の気持ちを酌み取っていると、まとまる話もまとまらないという経験は私にもありますから、おっしゃることはすごくわかります。でも、学校でもそうですが、個性が大事と言われていて、町内会はいろいろな方がいらっしゃる中で、合わないに参加できないのかとなると、どうなのかなど。意見は

まとまりませんが、2人の考え方はすごくわかって、その間があればいいなという感じです。

○五十嵐委員 私も、連合町内会を見てきた者として、余りにも個性があり過ぎる方は、なかなかみんなと同じ意見になっていただけず、やめていかれたり、どうしても一緒にやれないという場面を何度か見ております。その辺は、やっぱり皆さんと一緒にやれるまでの気持ちになっていただければ、うまくいくのかなという思いがあります。以上です。

○鈴木委員長 一町内会員の視点もあると思いますけれども、逆に、私はこういう事例をよく聞くのですが、自分が進むべき方向に真っすぐなご意見を持つ役員がいて、周りでいろいろ言っても、これがいいのだと言う方もいらっしゃいますので、そういう場合もちょっとまずいかなという気がします。

○川北委員 私の町内会では、SNSでLINEグループをつくっていろいろな情報交換をしておりますが、自分が意見を出したりしてもなかなか返事が来ないケースが多いのです。でも、ある1人だけは、個性が豊かで意見を持っている人なのか、意見をくれて、逆にそれがありがたいのですね。確かにきつい部分もあるのですが、何も意見や考えを言わず黙って静観されるより、個性があっても意見を言ってもらえることは大事だと思います。それが結果としてどうなるかというのは、また別な段階なので、尊重という言葉を入れてもいいのかなと個人的には感じます。

○町田委員 尊重されなければならないということですが、これはどうなのでしょう。尊重する必要があるぐらいだったらどうなのだろうか。

○鈴木委員長 尊重の後ろの表現ですね。

まさしく、おっしゃるとおりだと思います。私も、皆さんのご意見を伺っていると、最大限がいいのかどうか、また、されなければならないとなっています。そうではなくて、先ほど町田委員がおっしゃったハーモニーとリズムというのが私は非常に印象に残っているのですが、尊重しつつも、その後に、地域をよくするという思いでうまくまとまってくと。十分に議論してとか、議論も余りよくありませんが、よりよい地域にするためにまとまってく努力をしなければならない。しなければならないというのちょっと強いでしょうか。尊重しつつ、その後に何か文言があるといいかなというふうに私も思います。

○木村委員 ハーモニー、奏でるという意味では、協和とか、みんなで協力し合って輪になるみたいな感じのふわっとしたもののほうがいいかなと思います。

○鈴木委員長 みんなで納得した上で調整していくというのでしょうか。企業の世界でもクレームは最大のご意見という話もありますが、町内会を悪くしようと思っ言っている方はいらっしゃらなくて、意見の方向性は違っていても何とか町内会をよくしたいという思いで言っている方も多いと思います。その辺では、いろいろな意見を尊重しつつと。

何かいい言葉はありませんか。

○町田委員 委員長が言っておられるように、町内会をよくしたいという気持ちで言っているのだったら、みんな納得できるのですよ。ただ、こういう場合の発言は自己的な発言

が多いのです。ですから、これが最大限に尊重されなければいけないという、そういうのも入るのではないかということなのです。

○鈴木委員長 その辺もよくわかります。でも、ご本人はやはり悪くしようとは思っていないと私は思っています。多分、最大限にということと、あと、されなければならない、これはマストですが、この辺の表現を少し変えるといいかなと思います。

○福土副委員長 単純に、最大限に尊重されることとするとすればいいのではないですか。そのほうが、意味としてはわかるような気がします。

○鈴木委員長 非常にあっさりしていて、いいということですね。

事務局のほうでは、趣旨はおわかりいただけましたね。そんなくではないですが、その辺を少し考えていただければと思います。

○事務局（高橋地域支援担当係長） わかりました。今、お話しいただいたことを踏まえまして、最大限という部分と、されなければならないという表現について、先ほど福土副委員長からあったように尊重されることとするとか、改めて、また皆様にお諮りしたいと思います。

○鈴木委員長 そのほかの表現やキーワードについてはいかがでしょうか。

後からまた戻ってということでも結構ですので、基本理念については、ただいまいただご意見を少し盛り込んで、また次回に案として出していただくことにしたいと思います。

続きまして、さまざまな主体の役割・責務です。

今回は、町内会と市と事業者ということで三つの主体の役割・責務を定めておりますが、これに関してはいかがでしょうか。

先ほどもございましたように、議員につきましては、他都市で盛り込まれている事例がございますが、今回の検討委員会の案では盛り込まれておりません。そのことについても踏まえつつ、ご意見があればよろしく願いいたします。

○福土副委員長 これは、我々の最大の難関の一つだと思います。町内会の役割という位置づけがはっきりと見えないと、何のための条例かという部分にかかわってくるような感じがするのですね。ですから、この四つ程度で果たして市民の方々がわかって行動できるのかどうかという懸念があるので、その辺はもうちょっと検討する余地があるのかなという感じがします。

○町田委員 町内会、市、事業者が各自の役割を認識し、ひとしく地域の一員であるという意識を持ち、一体となつてと、これはどうなのでしょう。要するに、フラットということですか。

○鈴木委員長 そういうことだと思います。

○町田委員 フラットであるということが、果たしてよろしいのか。やっぱり、先導役が必要なのではないですか。それが市なのかどうかはさておきまして、皆さんがひとしく地域の一員であるというのは、どうもちょっと気になりますが、いかがでしょうか。

私は、こういうのは、やっぱりどなたかに旗を振っていただかないといけないと思います。ですから、三者が一体です、皆さん、頑張ってくださいよということではなくて、やはり先導がいてということをはっきりさせないといけないと思います。実際には任意の団体である町内会が果たしてそれにそぐうのかどうかというと、難しいところがあるかもわかりません。町内会をもう少し上に持ってくるということで、やはり、そういう組織にしないといけないのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

○鈴木委員長 旗振り役という表現を使っていましたが、町内会が中心となって地域に貢献するみたいなことを書くべきであるということによろしいでしょうか。

○町田委員 現役を離れた我々の年代の中には、元気な人がいっぱいいるのです。そういう人たちが一体何をしているかといったら、スポーツジムに行って汗を流したり、テレビを見たりしていて、エネルギーを余しているわけですよ。ですから、これを町内会というような形でもって、ボランティア活動をやることは、自分の考えでもってそういう活動に参加する、そうすると、自分が、余生として、いろいろな意味で自分にとってもプラスになるのだと、札幌市の町内会の条例をつくって、そして、私は、札幌市の文化として、要するに、我々の年代の元気な人が町内会に喜んで参加して、そして、支えていくというようなことが、今度は年月を経て札幌市の文化として定着していくということになればよろしいかなと思うのです。

その場合に、やはりもう少し市のほうで何とかその辺の先導になっていただければなどというふうに思います。

○鈴木委員長 突っ込みを入れるわけではないですが、市が先導なのですかね。町内会が先導ではないですか。町内会が中心となって、市がそれを可能な限り支援すると。

○町田委員 町内会は、要するに、横割りもあるし縦割りもいろいろありますでしょう。そうすると、私なんかは、実際に委員を務めさせていただいたので、この流れというのがわかるようになりました。ただ、普通の人には、町内会の上部団体はどこなのか、札幌市の自治推進課ということをおぼろしいと思います。ですから、行政として、必要なところを全部やるのではなくて、焦点を二つか三つに絞って自治推進課からしっかり発信し、それがトップダウンで下まで伝わっていく、私はそういう柱が必要ではないのかなと思うのです。

任意と言って、それぞれ自主活動だということだと、非常によろしいように聞こえますが、やっぱりバックボーン、背骨が走っていないと組織というのは脆弱ですから、そういうことにできたらよろしいかなと私は思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

○福土副委員長 基本的に、これ以外に細則という部分を設ける考えはないのでしょうか。例えば、先ほどから町田委員がおっしゃっているように、いわゆる地域を引っ張っていくリーダーという部分の位置づけ等での明確な提案が出てくるのであれば、細則みたいなもの

のがあると、それを参考にして対応できる部分があります。しかし、こういうざっくりとした部分だけで提案すると、わかるような、わからないようなことになります。

ですから、町内会というのは、やっぱりリーダーというか、そういう中心になるような形の位置づけがどこかで見えないと、つかみどころがなくて、それが現在までずっと継続しているような感じがします。もう一步踏み込むのであれば、町内会というのは、誰かがいて、そういうことで動くのだという位置づけが文面で見えるのであれば、これはこれでやり方が出てくるような感じがします。

細則はないのでしょうか。

○鈴木委員長 その辺は、いかがでしょうか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 今の段階で、条例に細則的なものをつくるとははっきり決まっている方針はないです。

条文で表現できなかった部分は、市からの考え方ということではなく、委員会からはこういう部分をはっきりさせて進めるべきではないかという意見が出ているということ提言に入れて、その後の動きを進めさせるようなことはできるのかなと思っています。

○鈴木委員長 こういうことを表現に盛り込んでほしいとか、委員会として何らかの形で出させていただくのですね。

○事務局（福澤市民自治推進課長） はい。

○町田委員 現状ですと、船長のいない船みたいですよ。札幌市の町内会というのは、一体どこでどういうふうになっているのかといったならば、札幌市の自治推進課ですが、そのことをほとんどの皆さんが知らないのです。実質は自治推進課が船長なのです。その辺は、メッセージを出さなくたって、やはり船長は自治推進課であると見えるようにしていただかないと、それぞれ自主的にやってくださいと奨励だけしているようなものではないでしょうか。いかがですか。

○鈴木委員長 何かコメントはございますか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 今回、町内会長の皆様にアンケートをし、たくさん自由記載のご意見をいただいています。すごく数が多いのですが、町内会が行政の下部組織的なものにならないようにしてほしいという声もかなり多数ある中で、町田委員がおっしゃられているのは、恐らく、実際の取り組みを先導していくところを明らかにして、そこが主体的に支援をしてほしいということだと理解しております。それは、こういう条例ができることによって市の取り組みを進める背骨になると思いますので、そういうことも条例をつくる効果の一つになってくると思いますし、先ほど言いましたように、委員会からの意見として、そういう部分をしっかり進めてほしいということを出していくことはできるのかなと思っています。

○福土副委員長 いわゆる町内会の役割は、次に出てくる市の責務というのがありますから、そこら辺との整合性だろうね。今、いろいろ出ている意見等の部分で、せっかくいろいろな部分を提案していただいて、自治推進室の位置づけが非常に不明瞭だという話も出

ている中で、そうではないのだよ、町内会が主で、それに対してのサポートが市だよというのであれば、そういうイメージを文面の中に入れていくと。また、事業者の位置づけ、役割も出ていますから、町内会という一つのくくりがあった中で市と事業者というサポーターがいるということだと、一般の市民もある程度見えてくると思います。

これは話が違うのですが、自治基本条例をつくるときに、各界各層の立派な大学の先生方が一堂に会してやったことがあったのですよ。私は、それをずっと聞いていて、一つの提案をしたのは、余りにも大きなくくりで行くために見えないのではないかと、三つぐらいの分科会に分けたらどうなのだろうというので、地域コミュニティと環境、そして経済という三つのくくりになった経緯があるのですね。そのように、この町内会をその縮小版という位置づけにしたときに、ジャンルを三つぐらいにしておけばいいのかなと。町内会というものが浮き上がればいいわけですから、町内会が浮き上がることによって、市や事業所のいろいろな支援があるということが見えてくれば、かなり活動の幅が広がる感じがしますので、その辺を詰めたほうがいいのかなというふうに思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

○齋藤委員 私は、この何年か、町内会の活動や連町での役員も経験していましたが、そういう現場で起きていることを考えると、単位町内会にはその単位町内会のやり方があって、連町は連町の考え方があって、必要があればまちセンの所長に相談して間に入ってもらったり、そういう流れがありました。そういう中で、札幌市の市民自治推進課が細部まで把握したりするのは、到底、難しいことだと思うのです。また、単位町内会で起こったことを、どこか飛び越えて全然知らない地区の方に口を出されたりしても、地域密着でやっている単町としては、知りもしないくせにというふうになってしまうと思うのです。

ですから、この部分に連町の記載がないのはどうしてかなとも思うのですが、札幌市は伴走者であるみたいなイメージで何となく思っていたので、そういうふうに、一緒に地域をつくり上げていくのだよ、市がともに走って町内会の後押しをしている、伴走者として一緒に進んでいるというような記載の仕方ができたらなと思いました。以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今回は、町内会の条例ですので、まず、町内会が重要だということが強くうたわれなければいけませんし、やっぱり町内会が中心になって、私は、市は応援団長だと思っていたのです。ただいまの齋藤委員のお話にもありましたように、地域にはさまざまな事情もありますし、性格もさまざまです。高齢者が多い地区もあれば、若い家族が入ってきて小学校が足りないみたいなのところもありますので、特に単町は地域事情に合った形で運営されておりますので、金太郎あめになってもだめだと思います。ですから、市は、地域を尊重して、最大限の応援、支援をしていくというニュアンスが入ればいいのかと思いました。

町田委員もおっしゃっていたように、フラットというのは非常に重要ですが、今回は町内会に特化した条例ですので、その辺のニュアンスももうちょっと強くうたったほうがいいのではないかなと思いました。

皆さんのお話を聞いていて私も思ったのですが、今回、目的のところ、町内会は地域の中心として重要な役割を担っていると言いつつ、責務の上の三つの項目は、どちらかというと受け身です。自発的な加入を促進する、入ってくださいと、それから、透明性を確保するとか、参加しやすいような活動となっていて、重要だと言いつつも、その辺の文言が入っていないような気がするのです。やっぱり、地域の中心として重要な役割を持っていることから、積極的に地域のことについて考えて、地域の人を巻き込んで活動していく責務を負うみたいな、責務と言っているのかどうかわかりませんが、重要なという部分を少しうたったほうがいいのではないかなというふうに思いました。

そのほかに何かございますでしょうか。

○五十嵐委員 今、町内会の役員のみ手がないことですが、今、うちの単町の中の一つでは、会長も転出してしまって、どうしたらいいのだろうというところがありまして、町内会の役員は、どこで、誰が決めて、どういうふうになっているのだろうという方もいらっしゃると思います。ですから、どなたでも入れますよという声を出していただきたいということがもうちょっとあったらいいのかなと思います。私たちは、一人一人にお願いしながらやらないと、なかなか役員にはなっていないのです。やりたいと思う方もきっといらっしゃると思うので、ぜひ、そういうこともどこかに入れていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○町田委員 役員のみ手不足というのは、よく出る話です。その辺の話は多くの組織に通じる場所があって、マンションの役員も町内会の役員も同じで、その役員を確保する手法をこれに盛り込むことはできないと思います。しかし、町内会の役員というのは自律的で、例えば、自分が文化や広報の役員になるといった場合には、自分がいろいろな企画をしながら、生きがいを感じながらその活動ができると。そういうことが条例に出てくるようなことになれば、今、五十嵐委員がおっしゃられたようなことの一助になっていくのかなと思います。その辺も非常に大事なことはないでしょうか。

○川北委員 ちょっと話がそれますが、今、条例の話をしていて、幾らいい文言で書いたりつくったりしても、最終的には、どうやって周知していくかというところに行き着くと思うのです。いろいろなアンケートを見てみたら、今の五十嵐委員のお話のように、役員のみ手がないとか、総会や行事の参加が少ないという中で、やっぱり現役で働いている若い人の意識が低いのだと思います。そういう人は、条例に書いて周知したからといって興味を持ってくれるかどうかはわかりません。そこで、少しでも共感してくれる人を広めるためには、どういう表現がいいのかちょっとわかりませんが、条例の目的なり役割のところ、世代や男女などといったことを超えて、子どももひっくるめてみんなで役割を担うのだよ、自分たちのためなのだというようなことをうまく入れてもらえればいいかなと思います。我々は三、四十代の集まりの町内会なので、そういうものがあると非常にありがたいかなというか、少しは注目されるのかなと思います。

○木村委員 私は、最初に福士副委員長がおっしゃったマニュアルというのが響いたのです。私たちは、今、五十嵐委員と一緒に、役員の担い手が本当になくて、今やっている人が次の人にどうやってつないでいけばいいのか困っているし、どうやって話したらいいか、言葉が出てこなかったりするのですね。でも、条例がうまくまとまってわかりやすくなれば、私たちのハンドブックにもなるし、今の役員もみんなで勉強してマニュアルみたいにこの手引を持って話をしやすくなると思うのです。人によっては、声をかけるのが苦手な人もいて、自分がやっていけばいいみたいな人もいますが、それもまた寂しいことです。だから、先ほど川北委員もおっしゃったように、若い人がわかりやすく、いいなと思えるようなものができればいいかなと思います。

○鈴木委員長 まさしく、強制はできないので、どうやったらいいかわからないとか、無理に言ってもまずいかもしれないと思ってしまうと、やはりちゅうちょしてしまうところがありますね。そういう意味で、報告書では、マニュアルがいいのか、手引とかガイドラインとか、何かそういうものもつくってもらえるといいなど。

○町田委員 マンションですと、規約があって、これは細則になるのです。今、マニュアルという言葉が出まして、若い人という話もございましたが、若い方ですからそういう話が出ると思うのです。

私たちの世代だと、先ほどからの繰り返しになりますが、スポーツジムで一生懸命に汗を流してきょうはどこへ行くとか話をするのですが、そういう話題だけだと非常に人生が薄っぺらなのではないかと思うのです。でも、これから仕事がない団塊の世代の連中がどっと出てきますから、そういう人たちを起用しなければいけません。そのためには、町内会というのは、自分は文化に対してこういう考えを持っているとか、福祉に関してこんな考え方を持っているとか、そういう考えに基づいて自主的に活動できるように、私は、そういうことをいろいろな形でもっと条例に打ち出して、これを見たら、私もやってみたいな、そして、認知症にならないで長生きしようとなっていけばいいと思うのですよ。

最近、私は、朝のNHKのラジオを聞いていまして、きょうも早くに目が覚めたものだから聞いていると、統計的に見たら、三つぐらいの団体にかかわっている人が一番長生きして健全だという話をしていました。私は、それこそ、まさしく町内会の役員だと思うのです。今、福祉などに関する町内会のセミナーが多いですが、我々の年代は、頭も健全で、これから生きていくためにとにかくそういう活動を楽しんでやりましょうと、そんなふうなセミナーに専門家を呼んで我々の年代を啓発するとか、健康な人にこちらに目を向けていただくとか、そういうことをしなければいけないのではないかと私は思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

実は、市の責務のところ、一つ目が設立で、二つ目が参加になっているのですが、活動自体を支援するという文言がないなど。参加促進と設立の支援となっていますが、日々の活動についてはどこかに入ってくるのでしょうか。はっきりとうたわれていないような気がします。

○事務局（吉田市民自治推進室長） 市の責務の一つ目が加入や設立に対する支援です。二つ目は、理解促進とか参加の促進ということで、ここに、例えば、町内会の活動とか、いろいろなイベント、行事の進め方といった具体的なものから、あるいは、町内会組織の運営についても、今現在、アドバイザー派遣であったり、あるいは、意見交換会、未来塾という形のセミナー的なものをさせてもらっています。この中で、そういったものを幅広くあらわしたつもりではおります。

○鈴木委員長 やっていただいているのはよくわかります、文言として参加を促進するためにと書いてありますのでね。

○事務局（吉田市民自治推進室長） そのあたりをもう少し具体的に書き込んだほうがいいのではないかとということでしょうか。

○鈴木委員長 そうです。

それから、先ほどの町内会の役割の二つ目の項目で、地域住民が参加や協力をしやすい活動となるよう努めることとあるのですが、参加しやすいとか、協力しやすいとか、そういった雰囲気をつくりつつと。これは加入促進にもつながるかもしれませんが、全員の参加をもっていろいろと活動や議論をしていくような文言がもっと入るといいかなと思いました。先ほど、若い人という意見もありましたが、入って会員になってということではなくて、会員であってもなくても、いろいろな立場の方がいらっしやると思います。別に一委員として意見を言うわけではなくても、小さい子どもの意見とか、赤ちゃんを抱いているお母さんの意見とか、昼間は働いていて町内会活動ができない方々の意見とか、できるだけ地域の意見を集めて、地域を住みよくするために努めることみたいなニュアンスの文言があってもいいのかなという気がしました。

○福土副委員長 参考までに聞きたいのですが、過去に、自治推進室が中心になって、各地区のお祭りなんかのときにのぼり旗を出したり、町内会加入促進に向けて各イベントでいろいろな活動をしていますね。ああいう活動の結果として、どれだけの効果が出ているのか。各区によっていろいろ差はあるだろうけれども、その辺のデータは何かあるのですか。ずっとやってきているわけですから、やったことが実際に実っているのか、また、停滞しているのかということぐらいでも結構ですから、つかんでいる内容について教えてください。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 町内会の加入率ということではいきますと、つい先日、1月1日現在のものが出ましたが、70.83%で、やはり下げどまっていない状況です。ただ、町内会に加入して下さっている世帯自体はすごくふえていて、加入世帯数は伸びております。しかし、総世帯数がさらに伸びているために、割り返すと加入率が下がっている状況にあります。これに対する取り組みは、当然、各単位町内会でもされていますし、連町もされていて、また、区や私たちもいろいろやっておりますが、その中で、どれがどういうふうに関係があるかということまでのデータ分析はなかなかできておりません。

ただ、各年度にどういう取り組みをしたかというのは、当然データもありますので、次

回にでもお示ししたいなと思います。

○富士副委員長 せっかく苦勞してずっと活動しているわけですから、何かのときにそういうものを参考にしたいという地区もあると思うので、それを大いに広める必要があるのかなと思います。

○鈴木委員長 先ほどのマニュアルもその辺のことにかかわってくるのかもしれませんがね。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 先ほど富士副委員長からお話があったマニュアルですが、今、細則自体をつくるというところまではっきりと決めてはおりません。しかし、きょうのお話を聞いていると、例えば、条例とその考え方、また、内容の考え方をわかりやすく説明できるように、条例を周知するときにそこを一体的に進めていくようなものは重要なのかなと事務局としても思いました。

○鈴木委員長 どう受けとめていただくかは別として、やはり、これまでの条例もそうですが、よくわからないとか、どこまで行き渡っているかという周知の部分の問題もありました。また、この条例をつくることによって後押しをしてほしいというご意見も結構あったと思います。そういう部分で、細則になるのか、マニュアルになるのか、ガイドラインになるのかわかりませんが、それぞれ性格が違いますのでその辺はご判断いただくとして、後押しする部分で何らかの事業なり施策なりをあわせてやっていただきたいと思いますが、提言の中にそういうものを文言で入れていただくということでもよろしいですか。

○町田委員 ただ、実際に細則という時間がかかりますね。大変だと思います。現場で、その手法についていろいろ聞き取りをやりながら、そして、その整理をしながら固めていくわけですから、大変なご苦勞があろうかなという気がいたします。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 実は、今、大分完成に近づいておりますが、市民自治推進室では、加入呼びかけ参考書というものの準備に取り組んでおります。今まで当該の事業でお世話になった地域の方々や、各区にも意見をいただいたりして、それをもとに、加入を進める際のQ&Aも含めて、40ページ程度でイラストや漫画も入れたものを準備しております。ですから、加入については、そういうものを使いながらと思っておりますが、それ以外の部分は、先ほどお話ししたような形で、どういう形がいいのか考えていきたいなと思います。

○鈴木委員長 それは、いつ発行される予定ですか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 今年度の3月いっぱいまでには形ができます。本当はこの検討委員会に間に合えばお示ししたかったというのが正直なところですが、もうすぐ形ができ上がるころまで来ております。

○町田委員 40ページとは、随分厚いですね。

○富士副委員長 これは参考になるかどうかわかりませんが、うちの連合会はずっと前からやっているのですよ。毎年、新年度になったら各町内の役員が変わりますから、かわった後にどういう活動をするかということに関して、連合会がマニュアルをつくって、年間の行事がこうだとか、この組織はこういうことをやるのだと、そういうものを積み重ねて

修正してずっと継続しております。これがあると、ちょっと見ればわかりますから、新しく役員になった方も全くわからないということはありません。今のこともそれに準ずるようにはやっていったら、かなり効果が出るのではないのでしょうか。今回は、要望として、そういうものの利用ということを出しておいたほうが良いと思います。

○鈴木委員長 そのマニュアルは、完成次第、情報提供いただくということで、よろしくお願いいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、事業者については、このような表現でよろしいでしょうか。

事業者につきましても、地域がしっかりして人気のあるまちになれば、やっぱりその価値も上がって事業者にも効果があると思います。

○町田委員 事業者の役割ですが、私は、新築マンションの加入ということでいろいろ動いていまして、そこで得た情報です。

これは賃貸マンションも分譲マンションも同じですが、入居が始まる前に、このマンションはこういう決まりですよという原始規約をつくるのですが、その原始規約に町内会加入が盛り込まれているところと、盛り込まれていないところがあります。これは、デベロッパー、管理会社によって規約に盛り込む、盛り込まないという相違が出てまいります。今、札幌市では、新築のマンションですと、年々、大体40棟ぐらいのマンションが供給され、市場に投入されております。ですから、この事業者の役割で一番大事なのは、そのマンションの決まりの中に町内会加入という文言がしっかり入っていることだと思います。そうすれば、新しい人が入ってきたときにはおのずとそのまま町内会加入になります。ところが、町内会の加入の文言がないと、マンションに入られてから、その住民が規約に町内会加入の文言を新たに盛り込まなければいけませんから、非常に手間がかかることになります。

そういうことですから、事業者の役割ということと言うと、まず、規約に町内会の加入が盛り込まれているか、盛り込まれていないか、全部の事業者にアンケートをとり、それを集めて、その仕分けを行います。そして、新たに町内会の条例ができたなら、それを大義名分として、規約にそういう文言を入れていない事業者にそのことを盛り込んでくれという協力要請を行うことが、町内会の加入をふやすために非常に効率的で効果的な策ではないかと思います。

ですから、私は、そこでもってその蛇口をしっかり締める、そして、こぼれたところに関しては新たに町内会加入を働きかける、そのためにも、事業者の役割にどれだけ訴えられる条文を入れられるかが決め手になるのではないかと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

ただいまのお話の中で、条例に盛り込む表現としては、1番目がそれに当たるのかなと思ったのですが、地域コミュニティの中心を担っている町内会の重要性をちゃんと理解し

て、町内会活動への参加や協力を努めることとなっています。やっぱり町内会は重要な
だから、規約にもそういったことを盛り込んでくれというような言い方をすることになる
と思うのですが、表現としてはどうでしょうか。

○町田委員 企業というのは、やはり条例に従順だと思うのです。そんなの知らないよと
いう企業はないです。ですから、どんな形であれ、町内会の条例がつくられたのであれば、
それを大義名分として、お宅が今つくっているマンションに町内会加入を入れてくれ、そ
の協力をお願いしますと言えば、それを拒む企業は非常に少ないと思います。私は札幌市
の言うとおりにほしきとはなりませんよ。ですから、まず、町内会の条例が必要だと思
います。

それから、そういう業者というのは、町内会というのは任意だという意識がござい
ます。そうしますと、それは住民が決めることだという企業、事業者もあるわけです。で
すから、逆に言ったら、札幌市がそういう姿勢を見せて、そういう業者に対してぼんと背
中を押してやれば、わかりました、札幌市も町内会ということに積極的なものだから我
々も協力しましょうとなるし、そこに住む人たちも、町内会加入は反対という今までの
流れはとまると思います。

そんなことで、この条例をもとに少しずつ意識が変わっていくと思えますから、この
事業者の役割というのは非常に重要だと思います。

○鈴木委員長 表現としては、町内会活動への参加や協力を努めるということによろ
しいでしょうか。

○福土副委員長 いいのではないですか。

○町田委員 いいのではないですか。

○鈴木委員長 今さらですが、事業者というのは、マンションのデベロッパーもあり
ますし、管理会社や不動産会社も入るのですね。

そのほかに何かありますか。

○事務局（吉田市民自治推進室長） 先ほど説明しましたように、ここで言っている
事業者というのは、一つ目は、不動産とか住宅関係の事業者だけではなくて、幅広く、
その地域におられる企業、事業所が町内会に協力しましょうということによってお
ります。二つ目は、先ほど来お話が出ている住宅関連事業者について、さらにこうい
ったことに努めるというような文言をつけてはどうかということです。ですから、事
業者については、広義の事業者と住宅関係の二つをお示ししております。

○木村委員 うちの町内会にある企業が入っておりますが、新人研修のときに、最
後に町内会の清掃をしてくれます。同じジャンパーを着て皆さんでゴミ拾いをし
ていると、町内会に住んでいる者としては、事業者もこうやって協力してくれて
いるから、私達も環境美化に努めなければいけないなという気持ちになります。
だから、事業者の協力は絶対に必要であり、また、かがみでもあるというか、
住民を改めて初心に戻してくれるものなので、協力なしでは無理ということ
で訴えるのはすごくいいことだと思います。

○齋藤委員 事業者の役割の二つのポツに提案があります。

私が籍を置いている地域の工務店では、町内会の清掃をしますし、また、町内会の役員会に会社の人が出ているようになっています。地域のお客様との連携をととても大切にしている会社で、町内会の役員会、忘年会、新年会にも出ていますので、お父さん世代は、自分が住んでいる地域よりも、もしかしたら会社の仕事の一つとして、会社がある場所の地域コミュニティで役割を担うほうがリタイアした後もスムーズかなと思います。ですから、この中に積極的に努めることと入れていただけるだけでも違うのではないのでしょうか。

それから、事業者のところは、事業者だけではピンとこない方もいると思うので、括弧書きでもいいですから、中小企業とか、地域に事業所を置くというように具体的に書くと、うちの会社のことも言っているのだなというふうになってわかりやすいと思います。

また、二つ目のポツに関しては、住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者となっていてわかりやすいと思うのですが、私は、できればこの事業者の会社の方も町内会の総会ぐらいには来ていただきたいなと思います。総会の際にいつも話題になるのは、事業者がしっかりしていないところのごみステーションの荒れ方が本当にひどいのです。町内会長から言ってもらってはおりますが、いつもだらしがなく汚くなってしまうのは管理会社がしっかりしていないところなので、事業者自身も町内会活動に参加するように努めることみたいな文言が入ったらどうかなと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

確かに、一般的には、店舗も含めて全て事業者と言いますね。ここでいう事業所とはと、ここに定義が入るのはちょっとおかしいのですか。注も変ですよ。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 条例の中では注が難しいと思いますが、この提言の中で具体例を含めていくことはできると思います。あと、町内会という定義の中でも事業所等とつけ加えてありますので、そこも町内会の一員だというのはここでも表現できるのかなというふうに考えておまして、積極的という部分も検討の中で考えていければいいのかなと思っております。

○鈴木委員長 周知の中で注などを加えていって、地域に位置するお店なり団体なり、いろいろなところが入るのだということがうまく伝わればいいですよ。

○木村委員 欲を言えば、事業主が自分たちの住んでいる町内会でも活動するぐらいの感じで言っただけでもいいような気がします。

○鈴木委員長 ご理解があるところは、町内会自体に入っている事業所もありますね。

○町田委員 町内会に入っている事業所は、例えば賛助会員です。うちの町内会にも病院がありますが、その病院は賛助会員ということで、ほかよりも高く年に3万円か4万円をいただいております。また、ごみ拾いのボランティアも、年に2回、一緒にやっています。

○鈴木委員長 そのほか、何かございますでしょうか。

事務局のほうで、我々の意見の中で確認しておきたいところとか、何か疑問点はありま

すか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 町内会の役割のところに戻りたいのですが、福士副委員長から、ここは4項目で定められているけれども、これで市民に伝わるかどうかと言っていたいただきました。また、先ほどのお話の中で、最初の三つの項目については、受け身的な表現だということがありました。そこで、事務局ではこの部分の表現を少し考えていこうと思うのですが、何かこういうようなことがというところがあれば助言をいただければと思います。

○福士副委員長 だから、役割の4番目か5番目でもいいですから、より広く市なり事業者の協力を望むとか、こういう部分でいいのではないですか。そういうふうにしておけば見た方は、全部、関連があるのだろうとわかるような内容になればいいと思います。

○鈴木委員長 私は、ここで重要な役割を表現するといいいのではないかなと思います。いろいろな表現がありますが、よりよい地域にするために町内会を重要なものに位置づけているわけですから、町内会が進んで地域に資するように努力するというか、そういう役割を担っているという意味なのです。

○事務局（福澤市民自治推進課長） もう一つ、同じ町内会の役割の中で、前回までに出ておりました連合町内会の部分についてです。

丸の四つ目の良好な地域コミュニティの維持及び形成のためにの後に、この表現では、その区域内において活動する他の団体との連携となっているのですけれども、ここに町内会の連合体をはじめということで、連合町内会と単位町内会の連携の重要性というところも入れていく形がいいのかなと考えております。

○鈴木委員長 連町にも役割があつて、地域の町内会同士でも協力しようよということですね。

そのほか、何かよろしいでしょうか。

○木村委員 このポツは、順番を示しているわけではないですね。

○事務局（福澤市民自治推進課長） はい。

○木村委員 私の中で、地域住民の自発的な加入を促進するよう努めるところというのが私の中ではすごくプレッシャーに感じていて、一番上にあるから1番にやらないといけないことなのかなと思ってしまいました。でも、そういう意味ではないのですね。

もし順番だったら、最初に、地域住民が参加や協力をしやすい活動となるよう努めることと来て、その活動をする上で町内会の加入を促進するというほうがいいのかなと、一瞬、そんなふうに思ってしまいました。

○鈴木委員長 1番目と2番目は一緒になってもいいような気もしました。参加しやすく協力しやすい活動をして自発的な加入を促進すると。おっしゃる意味はよくわかりまして、やはり重要なものを上にすると思ひも伝わりやすいのかもかもしれません。

そのほか、よろしいでしょうか。

○町田委員 先ほど、連合町内会の話がございました。私どもの山鼻の場合でございます

が、山鼻の連合町内会では、青少年体育部みたいな組織がございまして、その部の主催で小学校の校庭をお借りして運動会をやります。これは、連合町内会の部が単町に呼びかけ、それぞれの単町がまた地域の住民に周知して参加していただくという取り組みですが、そんな例があることを報告しておきます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、開始からかなりお時間がたっていますので、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

[休 憩]

○鈴木委員長 それでは、皆さんがおそろいですので、再開したいと思います。

それでは、先ほど、役割・責務のところでは一定のご意見をいただいたかと思えますけれども、また後ほど全体を通してということで何かございましたら、ぜひご意見を頂戴したいと思えます。

また、齋藤委員におかれては、役割・責務の前の基本理念、町内会の定義、目的のところではいらっしゃらなかったもので、あわせて何かございましたら後でぜひご意見をお願いいたします。

続きまして、前文と条例名に戻って検討したいと思います。

資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、説明いたします。

今まで見ていただきました資料2の続きの6ページ目に、前回までに皆様からご発言いただきましたキーワードを整理して、前文に含めるべきキーワードとして入れさせていただいております。まだ文章化はしていませんが、皆様でこの内容と項目について一度確認をしていただき、先ほどの議論も踏まえて、こういう思いを込めたいというものを出示していただいた後に、前文の案を事務局でつくりたいと考えております。

そういうことで、まず、前文のキーワードについて、皆さんでご検討いただきたいと思えます。

次に、条例名についてです。

資料2に参考としてつけておりました別の紙ですが、他都市の条例名というA4判1枚物の資料になります。

こちらは、他都市の類似条例の名前を参考例としてお配りしております。今までお話しされた内容とか、前文のキーワードとあわせて参考にさせていただき、私たちの条例にふさわしい名前を出していただけたらと思っております。

もう1枚ですが、参考資料として、A3判の白黒のもので前文の検討資料というものをつけております。こちらは、横浜市と京都市の類似条例の前文と札幌市の自治基本条例の

前文を入れてありますので、ご参考に使っていただければと思います。

資料については以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

まず、前文のキーワードから検討したいと思います。

これまでの議論の中からのキーワードは、おおむね挙げていただいているかと思います。多分、全てのキーワードを盛り込むことはできないと思いますので、特にこれは絶対に入れてほしいとか、これは非常に重要だとか、こういうのは前文としてうたうべきとか、特に前文の作成に当たって大事にしたいキーワードを挙げていただければ、案をつくるときに参考になるかと思います。

いかがでしょうか。

○福土副委員長 6ページは、今まで出ていた意見をまとめたものだろうと思いますが、この四つをベースの中に町内会の重要性という部分がありますので、やはり、この辺を前文の中でいかにポイント的に反映していくか、この辺をきっちり詰めたほうが、前文としての意味を持つのかなというふうに思います。文章の部分はさまざまな書き方がありますが、我々は、町内会条例にかかわったわけですから、やっぱりこの中で町内会の重要性というものを十分に網羅していただければいいのかなと感じます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

後ほどの名称にもかかわってくるかもしれませんが、札幌市自治基本条例とまちづくり活動促進条例がある中で、今回、あえて町内会にフォーカスして、その辺の重要性とか役割をきちっと位置づけなければいけないということで条例という流れになったかと思しますので、その辺をうたうことは重要になると思っております。

あと、ふと思ったのですが、コミュニティという言葉です。私は、以前、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会というものに携わりまして、少しわかりやすい言葉とか、イメージしやすい言葉というご意見もあったかと思えます。これにつきましては、ふさわしくないという意味ではないのですが、まちづくりに関する都市計画系の事業の中で言われたのは、実はコミュニティというのははっきりとした定義はないということなのですね。非常に広い言葉なので、都合よく使いやすいらしいのですが、逆に言えば、みんなが同じく考えるはっきりとした定義はないということなので、その辺も踏まえて、皆さんの思いを込める中でご意見をいただければなと思います。

○町田委員 これだと大体決まってしまうのですね。他都市の条例名ですと、横浜市の地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例ですか。これだけキーワードが出ているのですが、結局、あちらから持ってきて、こちらから持ってきて、いろいろ継ぎ足してと、そんな形になるかと思うのですが、町内会の意義、役割だったら、地域の自主組織ですか、そして地域コミュニティの中心ですね。それから、今後の町内会を取り巻く状況ということであると、社会状況が変化している、この辺のところが出てきています。他都市の条例名では、活性化を使っているところが京都市で、コミュニティ活性化で

すか。それから、川崎市です。あと、きずなを使っているのが宮崎市です。きずなと言ったら、東北の災害のときにきずなということでいろいろ言われていましたが、どうなのでしょう。

○福士副委員長 シンプルに、「札幌市町内会に関する条例」と、ずばりでどうですか。

○鈴木委員長 名称ですか。

○福士副委員長 これが全てではないけれども、くどくどとやるよりも、そういうイメージのほうが見たときにわかりやすいのではないかと思います。

○齋藤委員 キーワードのところで、地域コミュニティの中心というキーワードがあります。今、ネットのゲームをする世代だと、コミュニティはすごくリアルに想像がつかます。若い子たちは、コミュニティと聞くと、共通言語で、何がしたいかはっきりしているグループだとびんとくるのです。でも、ご年配の方や私らの世代だとコミュニティは何となくという感じもあります。アンケートの中にも難しい言葉は嫌と書いてあったと思ったので、共同体の意識を持っている地域みたいな感じで、日本語としてわかりやすく、コミュニティとはではなくてもいいので、そういう書きあらわし方も一つかなと思いましたので、提案です。

その次の白い丸の今後の社会状況、町内会を取り巻く状況のキーワードの中に、集合住宅のことが入っていないかなと思いました。単町の会長のアンケートの中にも、集合住宅への対策をというふうに何回か出ているので、これは入れたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○鈴木委員長 加入促進にもかかわってきていますし、地域によっては集合住宅がふえてということもございます。

あと、先ほどキョウドウという話がありました。余りこだわるわけではありませんけれども、キョウドウにもいろいろな漢字がありまして、都合よく使っているところもありますが、その辺はみんなでということをあらわすと。

○齋藤委員 はい。

○鈴木委員長 どうなのですか。昔からの共同だと、ちょっと誤解される方もいると思います。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 今、齋藤委員が言われた「キョウドウタイ」ということでいけば、共同体かなと思います。ただ、「体」がつかなければ、鈴木委員長が言われているように協働ですね。

○鈴木委員長 協働もありますし、共働もあります。その辺は、市でよく使う漢字があるのでしょうか。

○事務局（吉田市民自治推進室長） あると思いますが、いろいろ調べてみないとはいっきりしたことは言えませんので、ちょっとお時間をいただければと思います。

○五十嵐委員 これからは、団塊の世代が高齢者になっていく時代ですが、今、市の副ま

ちの書類関係では共生という言葉がよく使われておりますね。これからはやっぱり支え合い、共生で、町内会はそれが大事かなという思いはあります。

○川北委員 第1回目のこの検討委員会でもお話ししたと思いますけれども、昨年、私は町内会をつくる準備委員をやっているときに、準備委員の皆さんにも話したのは、結局、今、町内会がなくても生活できているという実態が若い人を中心に加入しない理由の一つだと思うのです。でも、そうではなく、せっかくそこに家を建てたりアパートを借りて住んでいるというご縁があって、そこは自分の家であり、自分のまちだから、自分のまちは自分でつくるのだと。よく当事者意識と言いますが、そういう意味で、この中にはないけれども、そういう当事者意識というのは一つのキーワードとしてどうかと。

それから、実は、自分の大好きな言葉が唯一無二なのです。私は、SMAP世代ですけれども、SMAPが解散したときには本当にショックで、唯一無二のグループだったなと思っていますが、町内会もそうだと思うのです。自分が住んでいるところはほかにあるわけではないので、個人的な思いで申しわけありませんが、そういったいろいろな言葉はあるのかなと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。新たなるキーワードが出てきました。

○町田委員 遠くの親戚より近くの他人ですか。

○木村委員 キーワードではありませんが、町内で生まれた子どもというのは、生まれたときから町内会の一員だという意識になってほしいと思います。東京のある町内会に若い人がすごく参加しているという雑誌の記事を読んだのですが、それは、小さいときにお年寄りにお世話になった、その恩返しというのが町内会の役員をやってくれる人の中で一番が多いのだそうです。だから、私たちの鉄西地域も若い世代がなかなかいないので、赤ちゃんをどこかから見つけ出し、集めて、背中を見てくれていると信じて女性部のみんながいっぱい恩着せがましくお世話すれば、その子たちが大きくなったときに、私たちもそういうふうにしよかなと、めぐりめぐっていきずなとか、そういうことを目指したいなと思います。

○五十嵐委員 いい話の一つあります。

私の町内会ですが、今、お子様が生まれまして、お母さんがたまたま外国人だったので、やっぱり遠いということから、この子を町内会の子どもとして皆さんで育ててくださいという旦那様からのお言葉があって、今、みんなで見守りをしています。だからうれしいです。一生懸命頑張ります。

○鈴木委員長 子どもも地域で育てていくということですね。

○齋藤委員 今のお話に刺激を受けて、やはり一めぐりすることだったり、めぐりめぐってとか、循環するというのは絶対に大事なことだと思っています。私は、夫の親も自分の親も遠方にいるので、地域で子どもを手厚く見守ってほしいような危うい面があって、小学校入学のときに、両隣のお家や学校の近くのお家をお願いしたことがありました。その効果があっただけで、本当に隣のお家の一つが実家のようになって、困ったらすぐ子どもたち

がそちらに行くのですね。また、すごくよく面倒を見てくださり、足を向けて寝られない、親以上と思うぐらいお世話をしてもらって、本当にお隣の家にならば何かあったら、私は息子さんや娘さんを差し置いてでも私にも何かさせてと思うぐらいの気持ちでいます。やっぱり、そういうつながりができてくると、地域のことも自分事となると思うのです。そんなことで、今、私は、自分の活動として、これからそういうことをどうやってほかの人にもふやしていけるかなというふうに作戦を立てております。

キーワードとしては、めぐりめぐるとか、循環型という、つながっているのだ、繰り返されるのだというワードがあればいいかなと思います。

○鈴木委員長 まちの輪ではないですけども、感謝の輪とか、そういう文言で、前文にもかかわってくるかもしれませんね。

○町田委員 やっぱり、町内会活動を札幌市の文化にするのだよと。やはり、元気な高齢者が他の都市に負けないように町内会活動に参加していただく、そして生き生きと生活する、そんななことを札幌市の文化にしましょうというのもキーワード、キャッチフレーズになったらいいかなと願っています。

○川北委員 今、木村委員と齋藤委員からお話がありましたが、私は、実家が登別ですけども、小さいころは、お祭りのときなどに近所のおじいちゃん、おばあちゃんが声をかけてくれたり、みこしを担ぐのを手伝ってくれたり、いろいろやったそういう思い出はやっぱり強く残っています。結局、実家を離れて札幌に来てしまいましたけれども、そういった思い出でやっぱり自分の子どもたちに同じことをしてあげたいなと思います。

そして、私みたいに大学などで地元を離れる方は当然いらっしゃると思うのですが、大きくなったときに自分のお父さんたちが住んでいるまちに住み続けたいというのが究極ではないかなと思います。自分たちの町内会はそういう目的で立ち上げたのですが、本当に、世代を超えて、子どもたちも、またその下の世代もずっと住み続けてくれるようなまちづくり、それを文章に表現したらどうなるかわかりませんが、そういったことを目指していきたいなと思うので、それがキーワードになるのかなと思います。

○木村委員 私は、この札幌市自治基本条例がすごく好きなのですが、この中に未来の世代に継承していくという言葉があります。先ほど町田委員がおっしゃった文化ということですが、私は、もともとは関西で、父、母も大阪ですけども、北海道の文化はすごくいいねと。すごく緩いと言ったら変ですが、みんなが温かいし、こだわりもないし、それがいいと言って居続けて、私はすっかり北海道人になってしまいました。

ここにすごくいい言葉がいっぱい書いてあって、やっぱり札幌の心がみんなの心にあるというような感じとか、キーワードとしてはすごく抽象的になってしまうからもっとわかりやすい文言がいいと思いますが、そういうふう未来の世代に継承していくという言葉ですね。

○鈴木委員長 皆さん、子どものときの近所の方の関係とかイベントがしみ込んでいて、それが大人になってからの活動につながっているのかもしれないですね。先ほどの文化も

そうですが、それを札幌らしさ、よさにしていくということでしょうか。

事務局は、まとめるのが難しいと思いますが、思いはわかっていると思いますので、どう表現するかだと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

名称に関してはいかがでしょうか。先ほどは、すっきりというご意見でした。

すっきりしてわかりやすいのもいいですが、私は、やはり余りくだけ過ぎないものがないと思います。

他都市の事例はどうですか。

○福士副委員長 くどいよね。

○町田委員 確かに結構くどいね。

○鈴木委員長 くどいといいますが、全ての文言を入れたというのもあります。ある意味で少し思いの強いキーワードを入れるのも、他都市のものとは違うということで札幌らしさかなと思います。

また、宮崎市は通称があります。正式名称としては多少長くても、呼びやすい、親しみやすい通称があるといいのかなと個人的には思うのですが、その辺もあわせてご意見をいただければと思います。

○町田委員 冗談みたいになってしまいますが、札幌市の町内会は好きですサッポロ町内会と。

○鈴木委員長 好きですサッポロ町内会条例ですか。

皆さんは、どうですか。

○鈴木委員長 今回の一番の趣旨ですので、やはり町内会は入ったほうがいいですね。

きずなとか、支え合うとかが結構多いですが、活性化、つながる、応援条例もあります。

宮崎市の場合は、きずなが正式名称に入っているのかなと思ったら、入ってなくて、活性化に関する条例できずな社会づくりなのですね。

マチトモとかはキャッチコピー的過ぎますか。

○町田委員 キャッチコピーがいいのではないですか。

○鈴木委員長 子どもも呼びやすい名称だと思います。多分、最初は中身まではわからないにしても、呼びやすい名前だと、それが頭に残っているということもあります。

○木村委員 略したらマチトモ条例になるとか、町内会とともに条例と言って、つなげるとマチトモ条例だよ、みたいな感じですか。

○鈴木委員長 マチトモとは何かなどと調べてもらうと、自由研究になりますね。

○齋藤委員 そうですね。せっかくこれ（マチトモ）もあるし、生かしたいですよ。

○鈴木委員長 「トモ」というのは、いいかもしれないですね。「ともに」もありますし、友達の「友」もあります。

○福士副委員長 これは宿題ですね。

○鈴木委員長 三つぐらい考えるということで、宿題にしましょうか。

○齋藤委員 今、参考になると思われるものを探していたのですが、赤れんがテラスの前でさっぽろ八月祭の音頭がありますよね。あれは、札幌市民から札幌にまつわる言葉、フレーズを募集して、歌詞が全部それでできているはずなのです。うちにCDや手拭いがありますが、今、どんなフレーズだったかちょっと思い出せなくて、もしかしたらヒントになるかとも思いました。

○鈴木委員長 これは、宿題にして次回でもよろしいですか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） もし可能であれば、次回までの宿題として、皆さんからFAXかメールで三つぐらいの案を送っていただけるといいかなと勝手に思っていました。いかがでしょうか。前日までにいただければ、それを整理してまとめますので、それを見ていただいて皆さんにお諮りするのはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 そうしましょうか。

○木村委員 みんなに披露するときは、無記名でいいですか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 披露するときは無記名で構いませんので、いただければと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 それでは、前日までにということで宿題になりました。三つとは言わず、思いつく方は幾つでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、検討委員会からの意見についてですが、取りまとめの内容につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 今いただきましたさまざまな内容につきましては、また検討、修正等を行いますが、まず、前文につきましては、今いただいたキーワードをもとに案をつくらせていただきます。出てきた提言等の内容につきましても、ご意見を反映した形のもの整理したいと思っております。可能であれば、次回の会議の前にもお送りして見ていただけるような形をとりたいと思っておりますので、適宜、ご意見をいただけたらありがたいと思っております。

最後に、検討委員会からの意見につきましては、1枚物の資料3がございます。

こちらは、前回までにいただいた意見を参考にしまして、条文とか提言に入れることがちょっと難しく、どちらかというところしたらいいのではないかなというようなものが数多く出ておりますので、それをこちらで加入促進、情報発信、担い手、連携、市の取り組みという五つのカテゴリーに分けてまとめております。

皆さんからいただいた意見がそれぞれ入っておりますので、一度読んでいただければと思います。

また、先ほど出ていたように、5の市の取り組みなどの最後のところには、職員の責務と関連して、「また、職員も地域住民の一人として、協力して町内会活動を行っていく意識を持つことが大切である。」と追記させていただいております。

この内容につきましても、今、ご意見をいただけたらと思います。

○鈴木委員長 ただいまご説明いただきました検討委員会からの意見等について、何かご

意見等はございますでしょうか。

○富士副委員長 今、高橋係長が言った市の職員も地域住民の一人として云々というのは、札幌市として市の職員も地域の町内会活動に参加すべきという方針が大分前に出ているのでしょ。ですから、もう一度、改めてこれを確認するという内容にしておけばいいのではないですか。たしか、大分前から、市の職員も町内会活動を一生懸命やりなさいよ。やっている方もたくさんいますから、そこら辺の確認と、さらに推進、協力してもらおうというようにしたほうがいいと思います。

○事務局（福澤市民自治推進課長） きょうは元に資料がありませんが、富士副委員長が言われたような方針については、平成17年ぐらいに市の中で通知を出しているように記憶しておりますので、そこも調べてここの表現を考えたいと思います。

また、先ほどの条文の検討の中で、条例の周知とかマニュアルの部分の話もありましたから、そのあたりもここに加えていってはどうかなと考えております。

○鈴木委員長 そのほか、何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 それでは、全体を通してさまざまなご意見をいただきました。提言内容につきましては、いただいた意見をもとに検討、修正を行い、最終案に向けて議論をしたいと思ひます。

また、前文につきましては、非常に難しいかと思ひますけれども、事務局で案を作成していただいて、次回の会議で確認していただければと思ひます。

次回の会議の際には、ご意見を反映した案を皆さんにご確認いただいて、この検討委員会の最終案を作成したいと思ひます。

それでは、第3回の会議の議事はこれで全て終了いたしますが、最後に、全体を通してご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

また、齋藤委員におかれましては、さかのぼったところで何かご意見があればお願いいたします。

○齋藤委員 大丈夫です。

○鈴木委員長 皆さんから何かございませんでしょか。

○富士副委員長 これは先のことですが、スケジュール的に、我々は次回で大体お役ご免となつて、こういう会議等は23日で一旦の区切りと理解していいのですか。

○鈴木委員長 それでは、日程やスケジュールに関しまして、あわせてお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進室長） 会議といたしましては次回でと思ひておりますが、その後、提言書を最終の形に取りまとめて市長宛てに手交するといったことになってきますので、今、そのタイミングを調整している最中です。市長への提言書の手交のときには、皆様のご都合がよろしければ、ぜひ一緒に出ていただければと思ひております。

その後につきましても、この先はわかりませんが、今後、皆様の任期の中で、さらに皆様から意見を伺うような場面がもし出てくれば、ひょっとしたらそのときをお願いするか

もしれないといった余韻を残させていただきたいと思っております。

○富士副委員長 提言書を出して、議会にはいつぐらいにかける予定ですか。

○事務局（吉田市民自治推進室長） パブリックコメントにかける前に、財政市民委員会という所管の常任委員会がございますので、そこで一旦の報告をします。それからパブリックコメントをおかけして、パブリックコメントの意見への回答といった対応をとりまして、できましたら来年度内には議会に上程をするといったことで考えております。

○富士副委員長 ということは、この条例の運用は平成31年度ですか。

○事務局（吉田市民自治推進室長） 恐らく、可決されればそのまますぐ施行という形になるかと思っておりますので、来年早々にはということを目指したいというふうに思います。

○富士副委員長 大体のスケジュールがわかりました。

○事務局（高橋地域支援担当係長） それでは、次回のスケジュールについてご連絡いたします。

皆様に調整をさせていただいておりますが、一応最後となっている第4回の検討委員会は、3月23日の午前9時半から12時でお願いしたいと思います。会場はまだ決まっておりませんので、こちらの18階の会場になるか、また別の場所になるかにつきましては、改めてご連絡を差し上げたいと思っておりますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 確認させていただきます。3月23日金曜日の午前9時半から12時、場所は未定ということです。よろしくお願いいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 特にないようですので、マイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（福澤市民自治推進課長） 皆様、どうもお疲れさまでございました。

それでは、これもちまして、町内会に関する条例検討委員会第3回会議を終了させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上